

26. (Gno.77) 知的財産と情報に関する比較法的研究 (知財・情報研究会)

代表：堀江 亜以子

2016 年度 (開始)

【研究の目的】

これまで、知的財産法については、国際条約を含む国際法的な法秩序と国内法秩序が相当程度体系的に整備されてきたが、今日の ICT を含む情報化の進展は、伝統的な知的財産権の枠組みでは捉えることが困難な新たな問題を出現させている。そこでこの共同研究では、これらの新たな課題について、知的財産法と情報法の両面から、比較法研究を行い、この分野における日本法の発展に貢献しようとするものである。

【研究活動及び成果】

総括

定期的に Webex 上で進捗の報告を重ねていたが、代表者の家庭の事情により、研究を進める時間を持てなかったため、グループとしての結果には繋がらず、個人研究の範囲にとどまった。